令和８年度 第５回中央区協議会
（中地域分科会）
会議資料②

【その他】

・ 令和８年度第４回中央区協議会（中地域分科会）における委員からの質問に対する回答について【区振興課】 P.1

令和８年８月２６日開催

中央区協議会
（中地域分科会）

令和８年度第４回中央区協議会（中地域分科会）　質問・意見に対する回答

●報告事項ア

中学校の休日の部活動の地域展開について

質問（意見）者	山本 道美　副会長
質問（意見）事項	（質問） ・７月 29 日開催の中地域分科会において、「学校の部活動として顧問の教員が引率して休日に練習試合をすることは、令和８年９月以降は原則認めない。休日に学校の部活動としての活動はできないが、地域クラブとしての活動は可能である。」といった趣旨の回答がありました。 ・認定地域クラブ活動への移行が予定どおり見込めるものと、地域クラブへの体制が整わないものなど、個々に事情が異なるかと思います。 ・学校の部活動として休日に練習試合をすることについて、「原則認めない。」とした理由を教えていただきたい。 ・運動部において、練習試合は技術的、精神的向上や、対外的経験を積むうえでも、必要不可欠と思われます。
担当課（回答）	学校・地域連携課
回答	・学校の部活動として休日に練習試合を行うためには、それを引率する教員が、授業等のある平日の勤務に加えて休日も職務として勤務することが必要となります。 ・部活動の地域展開は、こうした教員の働き方を見直すという面もあるため、本市としては令和８年９月以降、教員が休日の部活動に携わらないという方針としました。この場合の「休日の部活動」には、練習試合の実施も含まれます。 ・なお、教員は希望すれば地域クラブ活動の指導者として登録し、教員の立場ではなく地域クラブの指導者として休日の活動に関わることは可能であることから、地域クラブの指導者として練習試合を行うことができます。